

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、子ども給付に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

港区は情報セキュリティの確保に向けて、港区情報セキュリティ基本方針を策定している。また、港区情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティを総合的、体系的かつ継続的に確保することを目的とし、情報セキュリティ対策基準を策定し万全を期している。さらに、子ども給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に定めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和2年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども給付に関する事務
②事務の概要	<p>児童や児童を監護する者に、該当する手当を支給等することにより、家庭等における生活の安定、ひとり親家庭等の自立促進の支援、障害のある児童の支援に寄与するとともに、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>市町村及び特別区は、児童扶養手当法、特別児童扶養手当の支給に関する法律、児童手当法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 児童扶養手当の給付に関する事務 (1) 児童扶養手当の認定および受給資格の継続に関すること (2) 児童扶養手当の受給情報の変更に関すること (3) 児童扶養手当の受給資格の消滅および支給停止に関すること</p> <p>2 特別児童扶養手当の給付に関する事務 (1) 特別児童扶養手当の認定および受給資格の継続に関すること (2) 特別児童扶養手当の受給情報の変更に関すること (3) 特別児童扶養手当の受給資格の消滅および支給額の減額に関すること</p> <p>3 児童手当の給付に関する事務 (1) 児童手当の認定および受給資格の継続に関すること (2) 児童手当の受給情報の変更に関すること (3) 児童手当の受給資格の喪失および支給額の減額に関すること (4) マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1児童扶養手当ファイル 2特別児童扶養手当ファイル 3児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 児童扶養手当 ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一第37項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）（以下、「別表第一主務省令」という。） 第29条各号 ③港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）（以下、「区条例」という。） 第11条の2 別表第二第27項</p> <p>2 特別児童扶養手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一第46項 ②別表第一主務省令 第37条各号 ③区条例 第11条の2 別表第二第31項</p> <p>3 児童手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一第56項 ②別表第一主務省令 第44条各号 ③区条例 第11条の2 別表第二第34項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【提供】 1 番号法 第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第13項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第10条の3、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【照会】 1 番号法 第19条第7号 別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第57項、第74項、第75項 2 別表第二主務省令 第31条、第40条、第40条の2</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>子ども家庭支援部 子ども家庭課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>子ども家庭課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部 子ども家庭課 芝地区総合支所 区民課</p> <p>〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所 区民課</p> <p>〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所 区民課</p> <p>〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所 区民課</p> <p>〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所 区民課</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>子ども家庭支援部 子ども家庭課 子ども給付係 電話番号 03-3578-2430</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>2 特別児童扶養手当</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第46項</p> <p>②別表第一主務省令 第37条各号</p> <p>3 児童手当</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第56項</p> <p>②別表第一主務省令 第44条各号</p>	<p>2 特別児童扶養手当</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一第46項</p> <p>②別表第一主務省令 第37条各号</p> <p>③港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)(以下、「区条例」という。)第11条の2 別表第二 第21項</p> <p>3 児童手当</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一第56項</p> <p>②別表第一主務省令 第44条各号</p>	事前	法令項目の確定のため
平成27年11月20日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項</p> <p>第57項、第66項、第74項、第75項</p> <p>2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)</p> <p>第40条各号</p> <p>※番号法別表第二 第75項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項</p> <p>第57項、第66項、第74項、第75項</p> <p>2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)</p> <p>(情報提供の根拠)第40条各号</p>	事前	法令項目の確定のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月5日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 児童扶養手当 略</p> <p>2 特別児童扶養手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一 第46項 ②別表第一主務省令 第37条各号 ③港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)(以下、「区条例」という。) 第11条の2 別表第二第21項</p> <p>3 児童手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一第56項 ②別表第一主務省令 第44条各号</p>	<p>1 児童扶養手当 略 ③港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)(以下、「区条例」という。) 第11条の2 別表第二第27項</p> <p>2 特別児童扶養手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一 第46項 ②別表第一主務省令 第37条各号 ③区条例 第11条の2 別表第二第31項</p> <p>3 児童手当 ①番号法 第9条第1項 別表第一第56項 ②別表第一主務省令 第44条各号 ③区条例 第11条の2 別表第二第34項</p>	事後	法令項目の確定のため
平成28年4月15日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第12項、第26項、第30項、第47項、第87項、第116項</p>	<p>1 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第13項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項</p>	事前	法令項目の確定のため
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3(3)まで 略	<p>3(3)まで 略 (4)マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から5 略	<p>1から5 略 6サービス検索・電子申請機能</p>	事後	事務の概要及びシステム名称の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月20日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第13項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第57項、第74項、第75項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠)第40条各号</p>	<p>【提供】 1 番号法 第19条第7号別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第13項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (以下、「別表第二主務省令」という。) 第10条の3、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【照会】 1 番号法 第19条第7号別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」、「特別児童扶養手当関係情報」及び「児童手当関係情報」が含まれる項 第57項、第74項、第75項 2 別表第二主務省令 第31条、第40条、第40条の2</p>	事後	法令項目の確定のため
平成29年11月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 長谷川 浩義	子ども家庭課長 佐藤 博史	事後	所属長の変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 佐藤 博史	子ども家庭課長	事後	氏名記載不要となったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため